

NTT東日本・西日本提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会（第5回）資料

各論点に関する当社の考え方

平成17年7月14日

NTT東日本 NTT西日本

目次

- 論点1 添架ポイント
 - ◆添架順序について P.2

- 論点2 電柱添架申請等の同等性
 - ◆電柱添架手続きの簡素化について P.3

- 論点3 電柱添架費用の同等性
 - ◆電柱添架費用について P.4

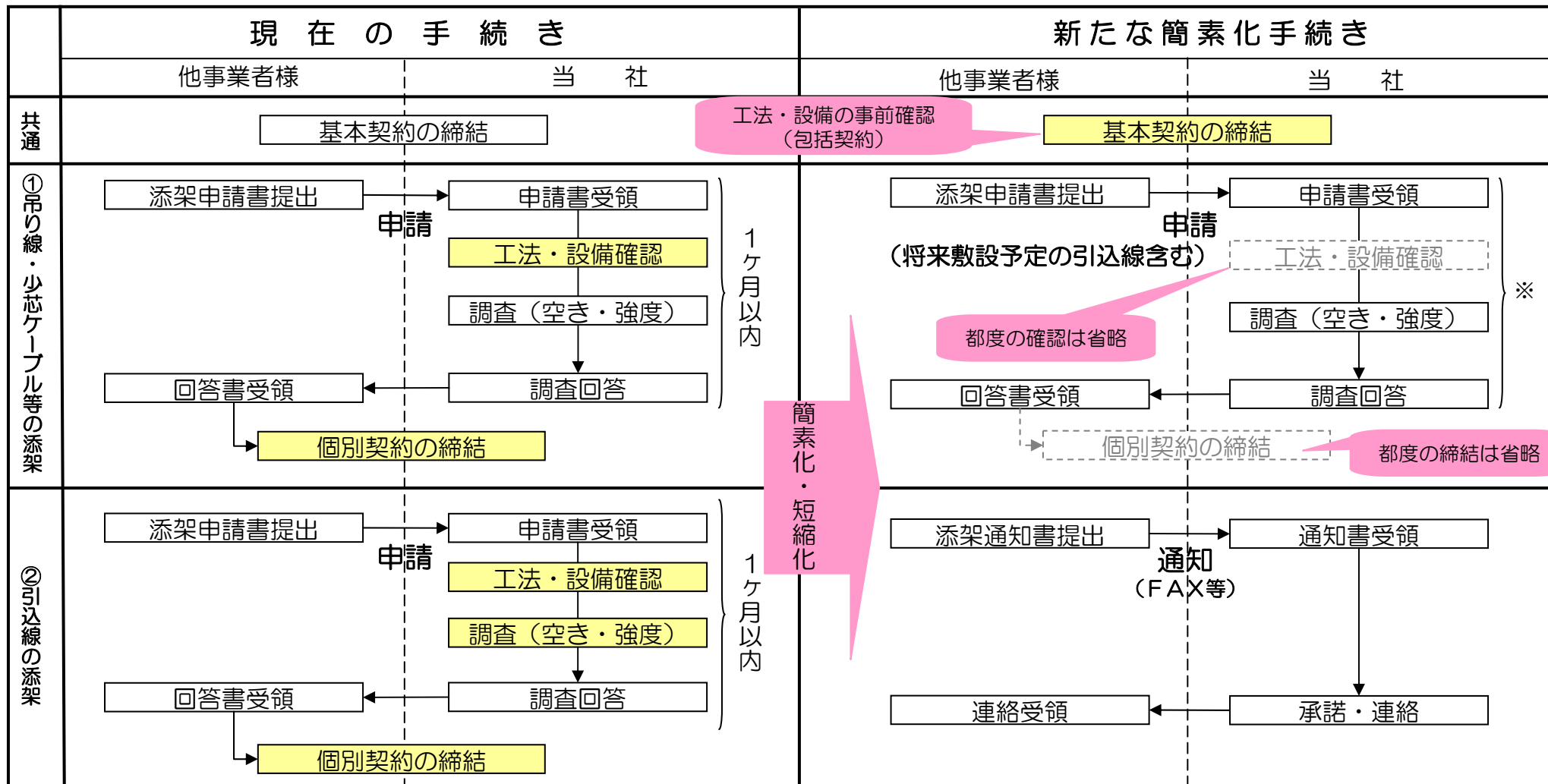
- 論点4 道路占用関係
 - ◆道路占用手続きについて P.5

- 論点5 その他
 - ◆電柱情報の開示について P.6
 - ◆トライアルの具体的実施方法について P.7

- 事業者間の設備は可能な限り相互に疎であった方が手続き面での簡素化や工事・保守運用面での効率化が図られるため、どの事業者にとっても単独添架が望ましく、添架にあたっては単独添架を基本に行うべきと考えます。
- 従って、添架順序については、以下のとおりとすることが望ましいと考えます。
 - ① 新たに開放する6.1mポイントを含む一般添架ポイント（突き出し金物の設置により提供するポイントを含む）への単独添架
 - ② 上記をもってしてもなお単独添架ができない場合においては、当社または他事業者様設備との一束化等を実施
- また、公のルール化が図られるのであれば、他の一般添架ポイントの空きの有無にかかわらず、新たに開放する6.1mポイントを優先して利用することも可能と考えておりますが、6.1mポイントを起点としなければならない必然性はなく、添架区間全体の電柱の添架状況を考慮しながら、他の一般添架ポイントを含めた効率的なポイント利用を行うべきと考えます。
- なお、M式工法については、添架ポイントが1ポイントも創出できない場合におけるポイント創出方法の一つとして検討いたしますが、M式工法を行うか一束化を行うかについては、添架事業者様の要望を踏まえつつ、既設ケーブル設備保有者である当社にて判断させていただきます。

電柱添架手続きの簡素化について

- ① 基本契約において、大量かつ定型的に敷設する設備の申請を対象に、設備仕様・工法を事前に確認することにより、敷設の都度の確認を簡素化するとともに、包括契約の締結により個別契約の省略等を図ります。
- ② 将来敷設予定分の引込線について、事前にまとめて申請していただくことにより、敷設の都度は「通知」を行っていただければ添架が行えるよう、手続きの簡素化を図ります。



※ どの程度期間短縮できるかについてはトライアルにおいて検証

他事業者様より頂いております確認・要望事項に対する当社の考えは以下のとおりです。

他事業者様からの確認・要望事項	当社の考え方
<p>主端末回線部分はN T Tの設備を利用することにより電柱使用料について応分の負担をしていることから、（引込線部分の）電柱添架費用に関する何らかの対応について今後も継続課題として議論したい。</p>	<p>主端末回線部分が負担する電柱コストには、主端末回線区間の電柱コストのみが含まれているため、主端末回線部分のコストを負担していることを理由に、自前敷設される引込線が利用する電柱コストを負担しなくてよい、もしくは軽減されるということにはならず、当然負担していただくものと考えます。</p>
<p>Bフレッツの電柱コスト負担額は既存メタル回線に係る電柱コストを除いた電柱創設費をもとに算出されている。光引込線に係る電柱添架費用についても、同様にメタル回線に係る電柱コストを除いた電柱創設費をもとに算出されるべき。</p>	<p>Bフレッツの分岐端末回線の電柱コスト負担額についても、一般添架料についても、ともに既存メタル回線の利用見合いに係るコストを考慮して算定した料金額となっており、適正な料金であると考えます。</p>

- 道路占用手続き、道路占用料の支払いについては、当社の場合であっても、道路管理者様の指示・関連法令（道路法、通達等）に従って行っております。
- なお、道路占用手続き、道路占用料の支払いが必要となる場合については、当社設備との一束化を行ったとしても、ケーブル等の資産保有者ごとに必要であり、手続きの省略や料金の減免等の措置が講じられるものではないものと認識しておりますが、各事業者様におかれましても、具体的な手続き等については、道路管理者様にご確認いただきたいと思いますと考えております。

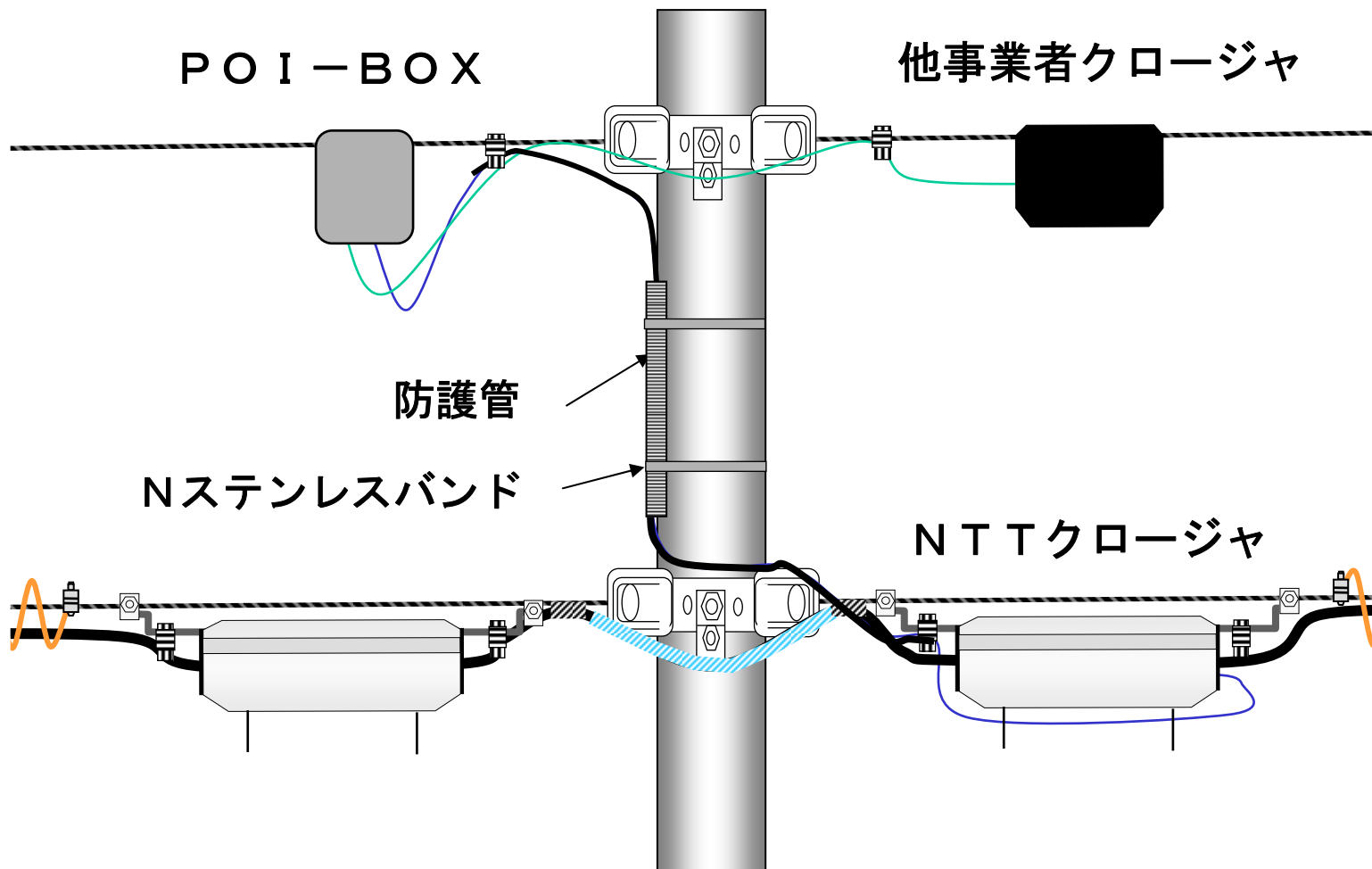
- 電柱情報の開示については、その目的を明確にし、用途を限定した上で、電柱添架申請書の記入上必要となる情報※について、有償（ビジネスベース）にて提供させていただく考えです。
- なお、当社より提供させていただくことが可能な情報は、当社が保有・管理するNTT柱に関する情報のみとなります。（電力柱に関する情報につきましては、各電力会社様にご相談いただくようお願いいたします）

※ 提供のご要望があった時点において当社が把握・管理しているデータとなります。

- 6.1mポイントの開放及び添架手続きの簡素化については、新たな添架ルールの策定となることから、全事業者間の合意に基づき公のルール化を行った上で、全事業者様を対象に実施すべきものと考えております。従って、上記に関するトライアルの実施にあたっては、ルール化を見据えた上での公表等を踏まえた上で、全事業者様を対象に実施する必要があると考えております。
- また、運用上のトラブルによる影響を最小限にとどめるとともに、トライアル中途における手続き・工法の改善による手戻りも円滑に行えるよう、対象エリアを限定する必要があると考えております。
- 当社設備への影響が想定される工法・設備については、現用環境におけるトライアルに先立ち、検証環境における実地検証等による、弊社現用設備への影響の見極めが必要と考えます。
(検証に必要な期間、費用については検証する内容により異なります)

(別紙)

他事業者単独添架設備との接続工法について



- ①縦配線は防護を実施し電柱際に沿わせて設置する
- ②状況により電柱際でクロージャ複数設置する場合もあり